

令和5年度 第2回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和5年度第2回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年5月8日（月） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
日程第7 諮問第1号 法定外公共財産（水路）の用途廃止について
日程第8 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第9 諮問第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画について

出席委員（17名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 2 窪田 齊 | 3 森川 雅之 | 4 石川 光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田 忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上 宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川 武将 | | | |

出席農地利用最適化推進委員（20名）

- | | | | |
|--------|--------|---------|---------|
| 2 石川 茂 | 3 山下宏二 | 4 星川久和 | 5 高橋 忠明 |
| 6 佐藤保之 | 7 宇高 勉 | 8 鎌倉 静夫 | 9 竹本 正行 |

11 村上 紘一 12 石川 繁 13 紀井 正明 14 受川 清男
15 三好 昇 18 伊藤 浩一 19 萩尾 博 21 越智 寧
22 近藤 良啓 23 河村 嘉男 24 竹内 正篤 25 鈴木 敏也

欠席委員（2名）

1 大西 嘉一郎 17 寺尾 悟志

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

1 脇 純樹 10 喜井 仁志 16 合田 篤夫 17 鈴木 一郎
20 高橋 秀典

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三宅 栄一 係 長 武村 美保
主 任 金子 愛弓 専門員 藤原 貴仁

第2回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和5年5月8日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

17番 寺尾 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

10番 喜井 委員

16番 合田 委員

17番 鈴木 委員

20番 高橋 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
5番 押条 委員、6番 尾崎 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議長 報告を求めます。武村 係長

武村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
報告いたします。
番号1の案件については、令和5年3月20日解約。
番号2の案件については、令和5年4月8日解約。
番号3の案件については、令和5年4月10日解約。
以上、3件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、
を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、
説明いたします。
申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。
番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。
番号2の案件については、父から子へ贈与による所有権移転です。許可後は米の作付けを予定しています。
番号3の案件については、小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定

を目指すものです。許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号4の案件については、贈与による所有権移転です。許可後はハナシバの栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号6の案件については、甥からおじへ贈与による所有権移転です。許可後は米と里芋の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 5番、6番、異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は7件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は紙製造加工業を営む法人ですが、現在、紙製品の需要拡大により、資材置場の確保が急務となるため、申請地を譲り受けての資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件については、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下案件の再申請です。受人は現在借家住まいですが、家族が増え手狭になったため、実家近くの申請地を母から譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、渡人は会社破産により、資産等を清算する代表清算人であり、所有地を紙製品加工販売業を営む受人に売却し、現在、受人が同所において事業経営を行っています。申請者は、転用許可を受けずに申請地を駐車場として使用し、無断転用状態が続いていたため、今回の申請により、無断転用を是正するものです。申請地は第1種農地ですが、例外許可事由の「既存施設の拡張」に該当するため、転用許可申請することはやむを得ない

と思われます。

番号4の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、生活施設に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は家族が増え、現在の住居が手狭になったため、譲渡人である父より、申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地の登記地目は「宅地」で一部を倉庫として利用していますが、残りの部分の現況が農地であるため、転用許可申請するものです。申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は、現在賃貸アパートに居住していますが、予てより家を建てるための土地を探しており、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は不動産業を営んでいますが、閑静な住宅地に接続し、利便性の良い申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 申請地は、前会社が倒産する前から駐車場として使用されており、私も転用できているものと思っていました。今回、引き継がれた会社の社長にもお話を伺い、きちんと転用申請を行います、ということでしたので、問題ないと思います。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 現地を確認しましたが、問題ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、説明いたします。

番号1の案件については、前回の総会において審議され、「異議なき旨の意見」を附し、県への進達前に申請人から書類不備により取り下げられたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 前回の総会で通ったものが、なぜ書類不備になっているのでしょうか。総会時点で書類が揃ってなかったということですか？

三 宅 総会での審議後、県への進達前に書類不備の事実が判明し、申請代理人に不備の書類の説明をし、取下願を提出していただきました。

局 長 事務局の確認不足により、このような事態になったことから、今後は十分に確認をさせていただきます。

委 員 取下げは3号議案に上がっているが、本来取下げの審議後に5条申請の審議を行うべきで、議案の順番が逆ではないか。

三 宅 おっしゃる通りで、本来は逆にすべきです。申し訳ございません。

議 長 本来は取下げの審議後に5条申請の審議とすべきですが、逆になっており申し訳ありません。

議 長 他にないでしょうか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、取下願を受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、取下願を受理することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 藤原 専門員

藤原 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4と5の案件については、10年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

番号8の案件については、5年間の使用貸借です。

番号9の案件については、5年間の使用貸借です。

番号10から19の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番
委員 特に異議ありません。
議長 2番
委員 特に異議ありません。
議長 3番から6番
委員 特に異議ありません。
議長 7番
委員 特に異議ありません。
議長 8番
委員 特に異議ありません。
議長 9番
委員 特に異議ありません。
議長 10番から19番までの再設定について質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
委員 議案書の「10a 当り賃借料」のところに記載がないが、いいのですか。
藤原 使用貸借の場合は無償ですので、記載しておりません。賃貸借の場合は記載するようにしております。
委員 無償なら無償と書くべきではないですか。
委員 使用貸借は「無償」ということが定められていますので、特に書かなくてもいいと思います。
議長 賃貸借の場合は賃料を記載し、使用貸借の場合は記載しないということでご理解いただけますでしょうか。
委員 了解しました。
議長 他にご意見等はございませんか。
委員 (「特になし。」との声)

- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 （挙手全員）
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とすることとし、市へ答申いたします。
- 議長 日程第7、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。三宅 次長
- 三宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、説明いたします。
- 番号1の案件について、申請人は、当該「水路」の払い下げを受け、所有地と一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議長 これより、質疑にはいります。
- 議長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委員 4月27日に現地を確認しましたが、当該「水路」は申請者の所有地内に介在しており、公共の用に供されていない状況です。また、地元土地改良区の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思われま
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 （「特になし。」との声）

- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 （挙手全員）
- 議長 挙手全員であります。
- 議長 よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。
- 議長 日程第8、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。三宅 次長
- 三宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。
- 番号1について、申出者は家族と共に、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことや、今後、親の介護が必要になることを見据え、妻の実家近くで新しく家を建てようと計画しました。しかしながら、申出者は土地を所有しておらず、実家周辺の雑種地及び申出者の祖父母が所有する土地から検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議長 これより、質疑にはいります。
- 議長 番号1番、質疑はありませんか。
- 議長 特に異議ありません。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、諮問第3号「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第3号、「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画」について、説明いたします。

番号1について、受人は、携帯電話サービスの提供を行う法人で、サービスエリアをくまなくカバーすべく検討中であり、現在、申請地周辺の電波品質が悪いことから、利用者の利便性を考え、早期に品質改善を行う計画をしています。用地については、申請地周辺の品質改善を要求されており、光伝送路の確保が容易で、道路が申請地付近まで利用できることを考慮し、選定されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思います。日照等被害防除の観点から、地元トラブルのないよう周辺土地所有者の理解を得ながら進めてほしいと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第3号、「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画」について、「転用することはやむを得ないが、日照等被害防除の観点から、近隣土地所有者の理解を得ながら進めるよう求める旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第3号は、「転用することはやむを得ないが、日照等被害防除の観点から、近隣土地所有者の理解を得ながら進めるよう求める旨の意見」とし、県へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:15)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 押 条 和 司 朗

委 員 尾 崎 之 隆